

福利厚生制度 ご加入者様

公益財団法人名古屋市中小企業共済会

新規契約施設 フィットネスクラブ「フィットイージー」に関する  
福利厚生ニュース令和4年11月号（No.309）の誤植について（お詫びと訂正）

平素より当共済会の福利厚生制度をご利用いただきありがとうございます。

さて、このたび福利厚生ニュース令和4年11月号（No.309）でご案内いたしました新規契約施設「フィットイージー」に関し、下記のとおり誤植があったことが判明いたしました。

お詫び申し上げますとともに、会員及び会員の同居ご家族様がご利用いただく際は、下記の内容についてご確認のうえ、ご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

## 1 誤植部分

当会発行の福利厚生ニュース令和4年11月号（No.309）7ページ

## 【フィットイージーの共済会料金】



## 2 正誤表

項目	正	誤
入会金・事務手数料	1,100円 (一般5,500円)	5,500円 (一般7,678円)
月会費	5,500円 (一般7,678円)	1,100円 (一般5,500円)

公益財団法人名古屋市中小企業共済会  
担当 渡邊・村上  
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号  
TEL052-735-2131／FAX052-735-2134